

インターネット公売のお知らせ

市では、滞納処分により差し押えた不動産を「インターネット公売システム」を利用して公売します。多くの方の参加をお待ちしています。

今後も納税の公平性を確保するため、動産・不動産を問わず、公売を実施していく予定です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

物件

①土地＝栃木県那須郡那須町大字高久甲6347-9（山林197㎡）

②土地＝入間市宮寺2925-223（宅地122.94㎡）▶建物＝同所（木造スレート葺2階建・延べ床面積109.68㎡。現在、居住者あり）

参加申込期間…5月30日(金)～6月12日(木)

入札期間…6月18日(水)～25日(水)

公売の場所…ヤフー(株)が提供するインターネット公売システム上

参加条件…川越市インターネット公売ガイドラインを守ることができる方
*物件によっては、公売が中止されることがありますので、事前にご確認ください。

*下見会はありません。現地の確認は各自で行い、責任を持って参加してください。

問い合わせ…収税課特別滞納整理担当・TEL224-5694

付加年金で 年金を増やせます

付加年金保険料は、国民年金第一号被保険者（農業・自営業・学生など）に対する国民年金制度独自の年乗せの年金として位置付けられています。

す。

定額の国民年金保険料に加算して付加年金保険料（月額四百円）を納めると、老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

対象：第一号被保険者（65歳までの任意加入被保険者を

含む）

*保険料の納付を免除されている方や国民年金基金に加入している方は、付加年金保険料の納付はできません。

支給される付加年金額（年額）二百円×付加年金保険料を納付した月数

*四十年間、国民年金保険料と付加年金保険料を納付した場合、老齢基礎年金七十九万二千円（平成二十年度の額）に、付加年金額二百円×四百八十月を加えた、八十八万八千円が支払われます。

納付開始：加入申し込み月から

ら納付できます（さかのぼつての加入はできません）

申し込み：年金手帳・印鑑を持参し、市民課（本庁舎一階）・出張所・連絡所
問い合わせ：市民課国民年金担当・TEL224-5764

第19回小江戸川越花火大会

あなたの思いが
夜空を彩る

メッセージ花火 を募集します！

8月9日(土)（荒天の場合は、10日(日)・16日(土)・17日(日)に順延。以後未定）
ことは、伊佐沼公園で開催！

19回目を迎える小江戸川越花火大会。ことしも、皆さんのメッセージ花火を募集します。結婚・出産・誕生日・就職・還暦などのメッセージと共に、花火を打ち上げてみませんか。あなたの花火で小江戸川越の夏の夜空を彩りましょう。

申込期間…5月13日(火)～30日(金)

対象…個人（親睦会などは可）

定員…先着20人

経費…15,000円（税込）

花火の種類…4号玉段打ち（5発）

申し込み…必要事項を記入した申込書に経費を添えて、月～金曜日の午前9時～午後5時に小江戸川越観光推進協議会事務局（本庁舎5階・観光課内）。申込書は、観光課・公民館で配付します。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

取り扱い要領…花火大会プログラムに提供者名を記載し、大会当日、会場で打ち上げ前にメッセージを読み上げます。メッセージは、40文字以内

*例：○○○ちゃん3歳のお誕生日おめでとう（18文字）

問い合わせ…観光課・TEL224-5940

納税通知書を 発送しました

平成二十年度の固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納税通知書を五月九日に発送しました。

固定資産税・都市計画税

は、平成二十年一月一日現在の所有者に課税されます。軽自動車税は、同年四月一日現在の所有者に課税されます。固定資産税・都市計画税の第一期分と軽自動車税の納期限は、六月二日(月)です。忘れずに納付してください。別紙で同封されます。

固定資産税・都市計画税の納税通知書と共に、課税資産(土地・家屋)明細書がつづられていますので確認してください。なお、土地・家屋の筆数・棟数が多い場合は、明細書が別紙で同封されます。

鏡山酒造跡地が、国の登録有形文化財に登録されました

三月七日、鏡山酒造跡地の酒蔵が、国の登録有形文化財に登録されました。

明治八年創業の鏡山酒造は、市内最後の造り酒屋として広く親しまれてきましたが、平成十二年九月に廃業しました。今回、同跡地内にある「明治蔵」「大正蔵」「昭和蔵」の三棟の酒蔵が登録有形文化財に登録されました。これで、市内の登録有形文化財(建造物)は、十件になりました。

は、十件になりました。

市では、この跡地を中心市街地の活性化を図る拠点施設として保存・活用していくため、平成十三年に土地と建物を取得しました。現在、平成二十一年度の施設オープンに向け、建物の改修工事を行っています。

この施設の活用については、地域ではぐくまれた食や地域の特産品などに親しむ場としての飲食・物販施設や、市民の皆さんの文化活動を発表する場としてのギャラリー・多目的会議室などが出来る予定です。さらに、観光案内などを設け、地域情報の発信を図っていきます。

問い合わせ：中心市街地活性化推進室・TEL224-5936



鏡山酒造跡地 (昭和蔵)



登録有形文化財登録証

問い合わせ

固定資産税・都市計画税Ⅱ資産税課管理担当

TEL224-5642

軽自動車税Ⅱ市民税課税制担当
当・TEL224-5637

固定資産税などを 減免します

火災などにあわれた方の減免

火災などで損害を受けた家屋の、納期が到来していない固定資産税・都市計画税(家屋分のみ)が減免される場合があります。消防局予防課が発行する「り災証明書」を添えて、資産税課(本庁舎二階)にご相談ください。

詳しくはお尋ねください。

問い合わせ：資産税課管理担当
当・TEL224-5642

心身に障害がある方の 軽自動車税を 減免します

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ方のうち、一定の要件に該当する方の軽自動車税が減免になります。

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ方のうち、一定の要件に該当する方の軽自動車税が減免になります。

す。

また、これらの手帳を持つ方と生計を同一にする方が所有する車を、手帳を持つ方のために専ら運転する場合も、減免の対象になります。該当する方は、必要書類をそろえて申請してください。

申請受け付け

五月二十六日(月)までに市民税課(本庁舎二階)。

*期日を過ぎると、減免申請の受け付けができなくなります。ご注意ください。

必要書類

●平成二十年度軽自動車税納税通知書

●運転免許証

●各手帳

●各手帳を持つ方のみで構成される世帯の方が所有する車を、常時介護する方が運転する場合は「常時介護証明書」

*「常時介護証明書」は、各手帳の交付先が発行します。

問い合わせ：市民税課税制担当
当・TEL224-5637